



第2期 国計画
(平成24～28年度)

〇趣旨
 ・がん対策の総合的かつ計画的な推進を図る
 ・がん対策の推進に関する基本的な方向を明らかにする
 ・「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」を目指す

〇第1 基本方針
 ・がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施
 ・重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施
 ・目標とその達成時期の考え方

〇第2 重点的に取り組むべき課題
 1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
 2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 3. がん登録の推進
 4. 働く世代や小児へのがん対策の充実

〇第3 全体目標(平成19年度からの10年目標)
 1. がんによる死亡者の減少 (75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)
 2. 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
 3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

〇第4 分野別施策と個別目標

1. がん医療
 (1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
 (2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
 (3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 (4) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
 (5) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
 (6) その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

2. がんに関する相談支援と情報提供
3. がん登録
4. がんの予防
5. がんの早期発見
6. がん研究
7. 小児がん
8. がんの教育・普及啓発
9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

〇第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
 2. 都道府県による都道府県計画の策定
 3. 関係者等の意見の把握
 4. がん患者を含めた国民等の努力
 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
 6. 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定
 7. 基本計画の見直し

第3期 国計画(案)
(平成29～34年度)

〇第1 全体目標
 「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」
 ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 ②患者本位のがん医療の実現
 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

〇第2 分野別施策
1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 (1)がんの1次予防
 (2)がんの早期発見, がん検診(2次予防)
2. 患者本位のがん医療の実現
 (1)がんゲノム医療
 (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実
 (3)チーム医療の推進
 (4)がんのリハビリテーション
 (5)支持療法の推進
 (6)希少がん、難治性がん対策(それぞれのがんの特性に応じた対策)
 (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策
 (8)病理診断
 (9)がん登録
 (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
 (1)がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 (2)相談支援、情報提供
 (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
 (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
 (5)ライフステージに応じたがん対策
4. これらを支える基盤の整備
 (1)がん研究
 (2)人材育成
 (3)がん教育、がんに関する知識の普及啓発

〇第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
 2. 都道府県による計画の策定
 3. がん患者を含めた国民の努力
 4. 患者団体等との協力
 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
 6. 目標の達成状況の把握
 7. 基本計画の見直し

第3期 県計画骨子(案)
(平成30～35年度)

1章 県計画について
 2章 現状

3章 目指す宮城のすがた
1 全体目標
 「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」
 ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 ②患者本位のがん医療の実現
 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

2 基本方針
 (1)がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施
 (2)総合的かつ計画的ながん対策の実施
 (3)目標とその達成時期の考え方

4章 分野別施策
1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 (1)がんの1次予防
 (2)がんの早期発見, がん検診(2次予防)
2. 患者本位のがん医療の実現
 (1)がんゲノム医療
 (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実
 (3)チーム医療の推進
 (4)がんのリハビリテーション
 (5)支持療法の推進
 (6)希少がん、難治性がん対策(それぞれのがんの特性に応じた対策)
 (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策
 (8)病理診断
 (9)がん登録
3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
 (1)がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 (2)相談支援、情報提供
 (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
 (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
 (5)ライフステージに応じたがん対策
4. これらを支える基盤の整備
 (1)がん研究
 (2)人材育成
 (3)がん教育、がんに関する知識の普及啓発

5章 計画推進のための役割
 1 県民に期待される役割
 2 医療機関等に期待される役割
 3 行政の役割

第2期 県計画
(平成25～29年度)

1章 県計画について
 2章 現状

3章 目指す宮城のすがた
1 基本方針
 (1)がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施
 (2)重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施
 (3)目標とその達成時期の考え方
2 重点的に取り組むべき課題
 (1)がんの予防とがん検診の受診率及び質の向上
 (2)放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
 (3)がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 (4)情報提供と相談支援機能の充実
 (5)がん登録の更なる推進
 (6)働く世代や小児へのがん対策の充実
3 全体目標
 (1)がんにより死亡する人の減少 ～がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少～
 (2)全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
 (3)がんになっても自分らしく暮らせる社会の構築

4章 具体的な取組
1 がんの予防とがん検診の受診率及び質の向上
 (1)予防対策の推進
 (2)がん検診の受診率及び質の向上
2 がん医療の充実とがんと診断された時からの緩和ケアの推進
 (1)放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実及びチーム医療の推進
 (2)がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成及び確保
 (3)がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 (4)地域の医療・介護サービス提供体制の構築
3 情報提供と相談支援機能の充実
 (1)がんに関する相談支援等及び情報提供
 (2)患者会等の充実
4 がん登録の更なる推進
5 小児がん
6 がんの教育・普及啓発
7 がん患者の就労を含めた社会的な問題
8 がんに関する研究

5章 計画推進のための役割
 1 県民に期待される役割
 2 医療機関等に期待される役割
 3 行政の役割

3 本柱